

令和7年度情報番組等による男性の育児休業取得促進の
先進的な取組紹介事業実施要領

(目的)

第1条 男性が育児休業を取得するためには、従業員が仕事と子育てを両立できるよう、企業が職場環境を整えることが必要である。本事業は、情報番組及び動画（以下「情報番組等」という。）を通じて、子育て応援宣言企業の実践例を基に情報を提供し、育児休業が取得しやすい職場づくりを推進することを目的とする。

(募集)

第2条 情報番組等の出演企業・事業所の募集は、公募により行い、出演を希望する企業・事業所は、制作会社が指定する放送局（以下「放送局」という。）の公式WEBサイトに掲載する出演企業応募フォームから応募するものとする。

2 公募期間は、令和7年4月21日（月）から令和7年5月20日（火）とする。

(応募資格)

第3条 応募資格は、次の各号のいずれにも該当する企業・事業所とする。

- (1) 福岡県子育て応援宣言登録企業・事業所（予定を含む。）であること。
- (2) 令和4年4月1日以降現在までの期間において、男性従業員の育児休業取得実績があること。
- (3) 従業員の育児参加の促進に向けた取組を行い、定量的な効果があること。

(選考)

第4条 放送局は、出演企業・事業所の選考を実施し、県と協議の上で決定する。

- 2 放送局は、選考に当たって、応募企業・事業所に対してヒアリングを実施することができる。
- 3 選考結果は、放送局が企業・事業所に直接通知する。

(留意事項)

第5条 出演企業・事業所は、以下の各号のいずれにも遵守・許諾するものとし、県が遵守・許諾できていないと判断したときは、事業の途中でも出演の決定を取り消すことができる。

- (1) 県及び制作会社が別に企画する情報番組等の出演・取材に協力すること。
- (2) 情報番組等の広報宣伝活動に協力すること。
- (3) 別途県の実施する事業（使用用途を限定した他企業・事業所への素材貸出を含む。）、調査等への二次利用に承諾すること。
- (4) 本事業の取組や成果物等を自社の広報媒体へ掲載する場合は、その著作権その他の権利を侵害するおそれがあるため、目的、媒体、期間、内容等について事前に県の承諾を得ること。
- (5) 情報番組等への出演上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないことはもとより、情報番組等放送後においても同様とすること。

(6) 取材対応に当たっては、以下のとおりとすること。

- ・出演承諾後は、企業・事業所と放送局間で取材内容の調整を行うこと。
- ・番組内容は、取材前に提示する構成案を基に、十分な確認を実施すること。
- ・撮影取材時は、一般に公開できない、または公開したくない人物や設備等がカメラに写り込まないように配慮すること。
- ・取材後は、編集中の動画の確認及び編集内容に対する要望はできないこと。

(7) 情報番組等が放送局の公式 WEB サイト等で公開されること。

(その他)

第6条 県及び制作会社は、事業実施に当たって知り得た個人情報について、厳正な管理の下、事業の信頼性及び安全性を確保するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月10日から施行する。